



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次

○ 告示

1595	道路の区域変更	(道路保全課)
1596	新道路の供用開始等	(")
1597	道路の区域変更	(")
1598	新道路の供用開始等	(")
1599	道路の区域変更	(")
1600	新道路の供用開始等	(")
1601	道路の区域変更	(")
1602	新道路の供用開始等	(")
1603	道路の区域変更	(")
1604	新道路の供用開始等	(")
1605	道路の区域変更	(")
1606	新道路の供用開始等	(")
1607	道路の区域変更	(")
1608	新道路の供用開始等	(")
1609	道路の区域決定	(")

告 示

和歌山県告示第1595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の員	延 長	備 考
		メートル	メートル	
紀の川市桃山町市場字保田333番3地先から同市桃山町市場字保田340番1地先まで	旧	9.70 ∩ 40.10	193.60	
同上	新	13.25 ∩ 45.40	193.60	

和歌山県告示第1596号

平成17年和歌山県告示第1595号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成17年12月20日から供用を開始し、旧道路は、

同日から供用を廃止する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 下川上牟婁線

区 間	新旧の別	敷地の員	延 長	備 考
		メートル	メートル	メートル
西牟婁郡上富田町市ノ瀬字畑山129番地先から同町岩田字上田熊1491番1地先まで	旧	3.00 ∩ 24.50	1,082.40	
同上	新	3.00 ∩ 24.50	1,082.40	
同上	新	8.80 ∩ 25.50	1,112.00	栗山トンネル L=457.00

和歌山県告示第1598号

平成17年和歌山県告示第1597号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成17年12月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新 旧 の 別	敷 幅	地 員 延 長 備 考		
			メー トル	メー トル	
田辺市中辺路町大 字石船字中村351 番1地先から同市 中辺路町大字石船 字上平493番1地先 まで	旧		4.10 } 11.30	127.83	
同上	新		7.60 } 11.80	127.83	

和歌山県告示第1600号

平成17年和歌山県告示第1599号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年12月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1601号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 桃山丸栖線

区 間	新 旧 の 別	敷 幅	地 員 延 長 備 考		
			メー トル	メー トル	
紀の川市桃山町市 場字保田339番1地 先から同市桃山町 市場字保田360番1 地先まで	旧		10.30 } 11.20	122.80	
同上	新		11.85 } 14.20	122.80	

和歌山県告示第1602号

平成17年和歌山県告示第1601号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年12月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1603号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、

道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新 旧 の 別	敷 幅	地 員 延 長 備 考		
			メー トル	メー トル	
紀の川市粉河字西 宅地2106番2地先 から同市粉河字西 宅地2106番1地先 まで	旧		6.10 } 14.55	21.30	
同上	新		10.10 } 14.55	21.30	

和歌山県告示第1604号

平成17年和歌山県告示第1603号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年12月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1605号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 桃山下井坂線

区 間	新 旧 の 別	敷 幅	地 員 延 長 備 考		
			メー トル	メー トル	
紀の川市桃山町市 場字保田346番2地 先から同市桃山町 市場字保田351番1 地先まで	旧		11.10 } 38.20	132.00	
紀の川市桃山町市 場字保田346番7地 先から同市桃山町 市場字保田351番1 地先まで	新		12.00 } 20.20	108.00	

和歌山県告示第1606号

平成17年和歌山県告示第1605号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年12月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1607号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 楠本小川線

区 間	新旧の別	敷地の員延		長備考
		幅	メートル	
有田郡金屋町大字大西字河畑11番6地先から同町大字大西字横岩131番1地先まで	旧	6.40	218.97	
		3.30		
同上	新	18.46	218.97	
		7.10		

和歌山県告示第1608号

平成17年和歌山県告示第1607号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年12月20日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1609号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年12月20日

和歌山県知事 木村良樹

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 有田湯浅線

区 間	新旧の別	敷地の員延		長備考
		幅	メートル	
有田郡湯浅町大字田1326番1地先から同町大字田1344番1地先まで	新	14.00	175.00	
		58.00		